

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成29年10月27日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 マックスバリュ東北株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ盛岡中屋敷店 盛岡市中屋敷町36番8号ほか
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- (4) 変更の年月日 平成28年5月31日
- (5) 変更の理由 設置者の代表者の変更のため

2 届出年月日 平成29年10月18日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所